# 令和2年度 森林総合教育センタープログラム実施等業務委託

プロポーザル公募要領

令和 2年 1月21日 岐阜県立森林文化アカデミー (森林総合教育課)

# 令和2年度 森林総合教育センタープログラム実施等業務委託

# プロポーザル公募要領

岐阜県立森林文化アカデミーが100年先の森林づくりを見据え、「すべての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていく」ことを目的として設置する、令和2年5月開所予定の森林教育の総合拠点「森林総合教育センター(愛称:morinos)」(以下「センター」)において、専門的な見地から、森林教育プログラムの開発・実施及び森林教育実践団体の指導を行うことにより、県民に対し優れた森林教育に触れる機会を提供するとともに、効果的な森林教育を実施するためのノウハウを同センターに蓄積することを目的に本プロポーザルを実施することとし、企画提案の参加事業者を募集します。

#### ○留意事項

令和2年第1回岐阜県議会定例会において、本事業係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

#### 第1 募集の内容

#### 1 委託業務名

令和2年度 森林総合教育センタープログラム実施等業務委託

# 2 業務内容等

別紙「令和2年度 森林総合教育センタープログラム実施等業務委託仕様書」のとおり

#### 3 委託業務期間

契約締結日から令和3年3月24日まで

## 4 委託費の上限

18,502,000円(消費税及び地方消費税込み)
※当該上限額を超える見積額の提案は、選定対象外とします。

#### 第2 プロポーザルに係る事項

#### 1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる 民間企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人、 その他の法人若しくは法人以外の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等で構成される団体(以下「共同体」という。)であって、以下の①から⑥までの条件を満たす ものとします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に評価会議の日までに登載されている 者であること。

岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)の新規登載・変更については下記の URLを参照してください。

【参考:入札参加資格審査申請について】

https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/11113/index\_R2-4

.html

- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
  - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
  - ウ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及び その開始決定がされている者(同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によ ることとされる破産事件に係るものを含む。)
- ④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入 札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内 に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥ この業務に関して、他の共同体の構成員を兼ねている者でないこと。
- ※なお、共同体で参加する場合にあっては、以下の(ア)から(ウ)までの条件を満たす ものとします。
  - (ア) 代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。
  - (ィ) 代表者が、上記①~⑥のすべての条件を満たしていること。
  - (ゥ)代表者以外の構成員が上記①及び③から⑥までの条件を満たしていること。ただし、 次のいずれかに該当する者は参加できません。
    - ・県外に主たる営業所を有する者にあっては、消費税及び地方消費税について未納 の徴収金(徴収猶予に係るものを除く。)がある者
    - ・県税(個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもつて払い込む県税(証紙に代えて現金で納付される県税を含む。)を除く。))について未納の徴収金(徴収猶予)に係るものを除く)がある者

上記2点について、証明できる書類の写しを提出すること。

# 2 企画提案書の作成

「様式1」に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。 企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

#### 3 プロポーザルの手続等

#### (1) スケジュール

項目		目	程
① 公募要領等の公表・配布	令和2年1月21日(火)	$\sim$	令和2年2月14日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和2年1月21日(火)	$\sim$	令和2年2月14日(金)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和2年1月21日(火)	$\sim$	令和2年2月14日(金)
④ 企画提案書受付期間	令和2年1月21日(火)	$\sim$	令和2年2月21日(金)正午まで
⑤ プロポーザル評価会議	令和2年3月4日(水)		
⑥ 審査結果の通知・公表	令和2年3月中旬(予定)		

#### (2) 公募要領等の配布時間・場所

①配布日時 令和2年1月21日(火)~令和2年2月14日(金)(土日、祝祭日、 振替休日を除く)

午前8時30分~午後5時15分まで

- ②配布場所 岐阜県立森林文化アカデミー 森林総合教育課 研修係
- ※公募要領等は、岐阜県のホームページからも入手できます。

# (3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

①質問書受付期間

#### 令和2年1月21日(火)~令和2年2月14日(金)午後5時15分まで

②質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を森林文化アカデミー 森林総合教育課あてに郵送、ファクス又は電子メールにファイル (ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。 岐阜県立森林文化アカデミー 森林総合教育課 研修係

FAX 0575 - 35 - 2529

電子メールアドレス c21907@pref.gifu.lg.jp

- ※提出後は後記の提出先に確認の電話をしてください。
- ※電子メールの件名に「【質問】令和2年度森林総合教育センタープログラム実施 等業務委託」と記したうえで送信してください。

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和2年2月17日(月)までに、岐阜県のホームページ内の以下のページにて随時公開します。

(https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/)

# (4) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和2年1月21日(火)~令和2年2月14日(金)(土日、祝祭日、振替休日を除く)

午前8時30分~午後5時15分まで

- ②提出書類
  - ア 参加申込書(別紙2)
  - イ 共同体構成員届出書(別紙3)(該当する場合のみ)
  - ウ 共同体協定書(別紙4)(該当する場合のみ)
  - エ 共同体委任状 (別紙5) (該当する場合のみ)
- ③提出部数

1 部

- ④提出方法
  - ・企画提案参加希望者は、参加申込書(別紙2)を森林文化アカデミー 森林総合 教育課へ持参又は郵送(必着)により提出してください。
  - ・郵送の場合は、「簡易書留」等配達の記録が残るものとしてください。

# (5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和2年1月21日(火)~令和2年2月21日(金)(土日、祝祭日、振替休日を除く)

午前8時30分~午後5時15分まで(最終日は正午まで)

②提出書類

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・**〈様式1〉** 別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。
- イ 見積書(様式任意、見積内訳書を含むこと)
- ウ 法人等に関する書類
  - (ア) 企業等概要書・・・・・・・・・・・・・ **〈様式2〉**
  - (イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から90日以内のもの)
  - (ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに 類するもの(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)
  - ※なお、共同体の場合は、構成員すべてについて上記(ア)から(ウ)までを 提出してください。また、構成員全てについて次の書類を提出してください。
    - ・岐阜県内に事業所等を有する場合は、「岐阜県納税証明書(全税目に未納の徴収金ない旨の証明書)」及び「消費税等納税証明書(未納税額のない旨の証明書)(写し可)(提出日において発行日から90日以内のもの)
    - ・岐阜県内に事業所等を有しない場合は、「消費税等納税証明書(未納税額のない旨の証明書)(写し可)(提出日において発行日から90日以内のもの)

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <様式3>

③提出部数

8部(正本1部、副本7部)

- ④提出方法
  - ・森林文化アカデミー 森林総合教育課あてに持参又は郵送(必着)により提出してください。
  - ・郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達の記録が残るものとしてください。
- ⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

#### (6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 「令和2年度 森林総合教育センタープログラム実施等業務委託プロポーザル 評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開 示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 公募要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- ②著作権·特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本 国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手 法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なもの

を除く。)

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担 とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものと します。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、「森林総合教育センタープログラム実施等業務委託プロポーザル評価会議」開催日前日の正午までに、辞退届(様式自由) を森林文化アカデミー森林総合教育課に持参又は郵送により申し出てください。

# (7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額としてください。契約金額は、見積書記載金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。)とします。

② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

### 第3 評価に係る事項

#### 1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「森林総合教育センタープログラム実施等業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

なお、「評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容(別記)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

#### 2 プロポーザル評価会議

① 開催時期 令和2年3月4日(水)

時間については、後日、企画提案参加者に通知します。

② 開催場所

岐阜県立森林文化アカデミー(岐阜県美濃市曽代88)

③企画提案の所要時間(1提案者あたり、予定)

プレゼンテーション 15分間以内

評価会議の構成員からの質疑 10分間程度

#### ④注意事項

- ・ プレゼンテーションを行う方は1提案者あたり3名までとします。(共同体においても1共同体あたり3名までとします。)
- ・ プレゼンテーションに際しては、提出書類とは別に補足資料を用いて説明すること も可能とします。なお、その場合においては、当日、当該補足資料を8部持参してく ださい。
- プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。

- ・ パソコン、プロジェクター等の機材の使用は不可とします。事前に提出した紙資料 のみで説明してください。
- 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

#### 3 評価項目及び評価内容

別記「評価項目及び評価内容」のとおり

#### 第4 選定に係る事項

#### 1 最優秀提案者の選定

- ア 評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較し て順位を付けます。
- イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数(例えば、提案者数が5者であれば5点。)、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。 ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。 なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。
- オ アの評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基 準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

# 4 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、再度公募を実施します。

### 5 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称(申込順)
- ③ 全提案者の順位点及び評価点(得点順)ただし、応募者が2者の場合は公表しない
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議 構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は その理由

#### 第5 契約の締結

#### 1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位が次に高い提案者と協議を行います。

#### 2 契約保証金

契約金額の十分の一の額(1円未満の端数があるときは切上げ)の額とする。ただし、 岐阜県会計規則第114条第2項に掲げる要件に該当するときは、免除する。

# 第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

# 第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒501-3714 岐阜県美濃市曽代88 岐阜県立森林文化アカデミー 森林総合教育課 研修係

TEL 0575 - 35 - 2535

FAX 0575 - 35 - 2529

電子メールアドレス c21907@pref.gifu.lg.jp

# 「令和2年度 森林総合教育センタープログラム実施等業務委託」 評価項目及び評価内容

各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採用する。

順位点として、1位には提案者数と同一の点数(例えば、提案者数が5者であれば5点。)、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与する。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とし、提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付ける。

なお、配点の合計(100点)の6割(60点)を基準点とし、評価会議構成員の総採点数の平均(各構成員の総採点合計÷評価会議構成員数)が基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

評価項目及び評価内容		評価点					配点
1 提案内容の有効性及び実現可能性		5点 4点 3点 2点		2点	1点		
■森林教育に対する考え方 森林教育を推進するにあたっての基本理念、課題認識 は適切か。	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る	× 2	1 0
■一般向けプログラム プログラムの企画案(内容、日数、時期、ねらい、効果)は適切か。	非常に 優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 3	1 5
■指導者向けプログラム テーマ設定及びプログラムの企画案(内容、日数、時期、ねらい、効果)は適切か。	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る	× 3	1 5
■広報 方法は効果的か。	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る	× 2	1 0
■団体への指導 指導に当たる人材及び、アドバイス可能な内容は適切 か。	非常に 優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 3	1 5
2 事業を適正かつ確実に実施する能力		4点	3点	2点	1点		
■スケジュール スケジュールは適切か。	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る	× 1	5
■業務の実施体制 10年以上の自然体験活動指導者の経験を有する者が複数おり、業務を適正かつ確実に実施する体制を確保しているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る	× 3	1 5
■経営基盤及び実績 業務を適正かつ確実に実施できる経営基盤及び実績を 有しているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る	× 1	5
■経費の見積り 事業費の積算は妥当か。	非常に 優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 1	5
3 社会的課題への取組		5点満点					
「仕事と家庭の両立支援」(2点)、「障がい者雇用」(2点)、「若者の採用・育成」(1点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。		(		)		× 1	5